

デュッセルドルフ日本商工会議所案内

デュッセルドルフ日本商工会議所(Japanische Industrie- und Handelskammer zu Düsseldorf e.V.)はドイツの法律に基づく社団法人で1966年3月に設立され、2025年1月現在、正会員が299社を数えるに至り、当地デュッセルドルフ市を中心としたノルトライン・ヴェストファーレン(NRW)州にある日系企業(現地法人、駐在員事務所等)の多くが入会しております。

またハンプルク、フランクフルト、ミュンヘンその他地区及び国外からも多数の日系及び非日系企業が特別会員(222社)として加入しており、合計で現在の会員数は521社となっております。

当会議所としては会員企業の業務が一層充実・拡大するよう念願し、側面的支援によってその発展に貢献すべく努力して参っております。

会議所の業務

<対会員企業>

1. 通常会員総会(1月末)、理事会(1月末と年央)、新年賀詞交歓会(1月末)
2. 刊行物・出版
 - a) アクチュアルな経済関連記事を中心とした情報誌「会報」を隔月発行。会員への冊子版郵送及びWEB版配信
 - b) 会員名簿を年1回(1月現在)作成・配布
 - c) 「ドイツ・EUビジネスガイド」(創立50周年記念出版2016年5月、改訂版2020年9月)
 - d) ドイツ労働法・一般労働協約・会社設立手引きなどの作成・翻訳
3. 法務委員会及び税務委員会によるセミナー開催、個別問題への対応
4. ジェトロ等の外部機関との共催によるセミナー・講演会
5. 会員企業の関心が高いテーマを選んでの講演会
6. ドイツ企業の工場見学(年数回)
7. 求人関係:会報WEB版に「求職者情報」を掲載(毎回30~40名程)。但し、人材斡旋業者への情報提供は不可。企業よりの求人案内をホームページ公開及びファイリング
8. 会議室提供(有料)
9. 10の業種別部会を設置し、業界ベースの情報交換、個別問題の解決
10. 各種情報・お知らせ(含・総領事館からの安全情報など)のメール配信
11. 通訳・翻訳者リストの作成及びホームページ公開
12. 各種調査・アンケートの実施
13. 各会員企業からの個別問合せへの対応

<対日本側>

1. 日本大使館・総領事館・ジェトロ・日本クラブ・日本人学校等との緊密な連絡・協力。
2. ドイツ内他地区の日本関係団体との連携
3. 欧州内他都市の日本商工会議所との連携
4. 各種使節団、官界・財界人等の来独等に際し、現地事情の説明会/意見交換会等を開催
5. 日系企業の欧州・ドイツ進出相談

<対ドイツ側>

1. 各関係機関(連邦政府・州・市、ドイツ商工会議所等)との情報交換・対話促進。特に州の経済振興公社 NRW.INVEST とは頻繁に情報交換
2. ドイツ側開催行事への参加・協力、及び共催。インタビュー・寄稿等による広報活動
3. 日系企業の利益代表として関係官庁、諸団体との交渉(労働・滞在許可、治安対策等)
4. 重要な協定等に関する陳情・ロビー活動

<その他>

1. ドイツ人奨学生の日本派遣事業への協力
6. DJW(日独産業協会)、DJG(独日協会)事業への協力
3. デュッセルドルフ日本クラブ機関紙「日本人会報」刊行への協力

役 員

正会員企業の代表者の中から、会員総会にて会頭・副会頭・監事・理事を選出、任期は1年。

事務局

事務総長を含む計4名の職員を以て日常業務を処理しています。ご質問等ございましたら事務局までお問い合わせ下さい。

住所：Berliner Allee 12, 40212 Düsseldorf
Tel.: (0211) 6 30 76-0, Fax : (0211) 36 01 82
E-mail : info@jihk.de, homepage : www.jihk.de

入会・退会

書面(別紙入会申込書/用紙A～C)により申込みを受付け、正式には理事会にて審議されます。

注) 特別会員としての入会申込みの場合には、当会議所既存の正会員1社の推薦署名を付して提出して下さい(用紙A-1)。正会員企業名リストは当所のホームページでご覧になれます：www.jihk.de→会員企業の紹介→会員企業リスト→カテゴリー→正会員

退会の場合は、理由を付して文書での届け出をお願いしております。退会日付は、申し出の翌月末以降となります。支払い済みの会費に関しては、基本的に払い戻しは致しません。

正会員及び特別会員の規定

1. NRW州内に法的に認可された工場、営業所、または関係当局に届け出済みの事務所を有する、経済事業を営む日本の法人、及びその現地法人、組合、公益法人並びに経済団体は、日本商工会議所の正会員とすることができます。(＝日本に親会社がある在NRW州日本企業)
2. 前項に掲げるものの他、NRW州内外にある経済事業を営む者または法人であって、日本商工会議所の趣旨に賛同する企業・団体は特別会員とすることができます。

入会金及び会費

1. 入会金 : 一律 250,00 EUR (入会時の一回払い)

2. 一般会費

a) 正会員(邦人従業員数による区分):

邦人従業員数	0～1 人	2～3 人	4～6 人	7～9 人	10～12 人	13～15 人	16～20 人	21 人以上
月額会費(EUR)	50,00	100,00	150,00	200,00	250,00	300,00	350,00	400,00

*「邦人従業員数」は原則として、当会議所会員名簿(1月付発行)への届出・記載邦人従業員数に準じ、これによって算出された会費は通年で適用され、年の途中での人員増減による会費額変更はございません。

b) 特別会員: 一律 50,00 EUR(月額)

3. 支払い方法 : 年2回、半年分ずつ(上半期1～6月分を3月初め、下半期7～12月分を9月初めに)徴収させていただきます。

入会金は通常、最初の会費支払い時に一緒に頂きます。

4. 日本デー特別会費 : 正会員及びNRW州内の特別会員から、上半期一般会費と一緒に一律 100,00 EUR 徴収させていただきます。また、入退会会社に関しても、その入退会年の特別会費として徴収させていただきます。

* 会費納入に伴う会計事務の合理化のため、出来るだけ自動引落方式(Abbuchung:当会議所が貴社の銀行口座より、会費相当額を引き落とさせて頂く方式)をお使い頂きたく、別紙自動引落承諾書(用紙 C)にご記入・ご署名お願い致します。

なお、もし貴社のご都合どうしても自動引落方式の利用が難しい場合は、請求書をお出ししますので、その旨ご連絡下さい。

会議所の取引銀行

IBAN

BIC

三菱UFJ銀行

MUFG Bank (Europe) N.V.

DE52 3001 0700 0000 0156 85 BOTKDEDX

みずほコーポレート銀行

Mizuho Bank Europe N.V.

DE70 3002 0700 3002 0330 00 MHCBDEDD

三井住友銀行

Sumitomo Mitsui Banking Corporation

DE06 3011 0300 0000 1901 04 SMBCDEDD